

「安全で安心できる港区にする条例」の概要

< 本条例の特徴 >

安全で安心できる港区の実現は、区民等、事業者及び区・警察署・消防署等の行政機関が協働して取り組むことが不可欠であり、このため、区・区民等・事業者の役割（責務）を明らかにするとともに、安全で安心できるまちづくりに向けた推進体制を定めています。
指導・勧告に従わない事業者名等を公表できる規定を設けています。

< 本条例の目的（条例第1条） >

港区にかかわるすべての人々が相互に協力して、生活安全意識の向上を図るとともに、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた自主的な取組を推進し、安全で安心できる港区を実現することを目的とします。

< 条例上の活動主体の責務（条例第3条から第7条） >

< 区（条例第3条） >

- 生活安全意識の啓発
- 区民等が実施する自主的な生活安全活動に対する支援

< 区民等（条例第4条） >

- 自らの生活の安全確保
- 自主的な生活安全活動の推進
- 区の施策への協力

< 事業者（条例第5条） >

- 安全な生活が営まれる環境の確保
- 安全かつ健全な生活環境を阻害する恐れのある勧誘、宣伝活動の自粛
- 区の施策への協力

< 土地建物管理者（条例第6条） >

- 土地建物の安全な環境の確保
- 区の施策への協力

< 建築主（条例第7条） >

- 建築確認申請前の協議**
- 不特定多数の人が利用する建築物への防犯設備等の整備努力義務
 - 建築確認申請前における警察署との協議

< 生活安全活動推進体制 >

生活安全協議会（条例第11条）

（役割：取組方針の決定、活動事例紹介など）

芝地区生活安全・環境
美化活動推進協議会

麻布地区の生活安全と
環境を守る協議会

赤坂・青山安全・
環境美化推進協議会

高輪地区生活安全・
環境美化推進協議会

芝浦港南地区
安全・美化協議会

生活安全活動推進協議会（条例第11条第2項、役割：地域の安全を脅かす課題への取組など）

生活の安全確保及び犯罪の未然防止

< 指導及び勧告（条例第8条） >

- 安全かつ健全な生活環境を阻害する恐れのある勧誘、宣伝活動を行った事業者に対し、口頭・文書による指導を行うことができます。
- 指導に従わない事業者に対する改善の勧告を行うことができます。

< 公表（条例第9条） >

- 勧告に従わない事業者を公表することができます。

< 表彰（条例第10条） >

- 安全で安心できるまちづくりの推進に貢献したものを表彰します。